

開政発 1006 第 2 号
令和 7 年 10 月 6 日

各都道府県人材開発主管部(局)長 殿

厚生労働省
人材開発統括官付参事官
(人材開発政策担当)
(公印省略)

職業訓練指導員試験における学科試験のうち
指導方法のみを受験する場合の取扱いについて

職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 30 条第 1 項の規定に基づき、職業訓練指導員試験（以下「指導員試験」という。）については、免許職種ごとに都道府県知事が行っているところです。

今般、令和 7 年地方分権改革に関する提案募集において、指導員試験の実技試験や学科試験の関連学科の免除の有無に関わらず、学科試験の指導方法の受験を可能とし、一部科目に合格できるようにする措置の提案があったことも踏まえ、指導員試験の学科試験のうち、指導方法のみを受験する場合の取扱いについて下記のとおり通知します。各都道府県におかれましては内容をご了知の上、指導員試験の実施に当たりご留意いただきますようお願いいたします。

なお、本取扱いについては、厚生労働省ホームページ「職業訓練指導員 試験情報」においても掲載予定であることを申し添えます。

【参考：職業訓練指導員 試験情報】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/shido-in-shiken_00001.html

記

- 1 指導員試験の受験資格を有する者であれば、指導員試験の学科試験のうち「指導方法」のみを受験することは可能であること。
- 2 記 1 の場合において、学科試験のうち「指導方法」のみを受験して合格した者については、職業能力開発促進法施行規則（昭和 44 年労働省令第 24 号）第 46 条の表の上欄に規定する「職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者」として取り扱って差し支えないこと。